

フリガナ	被災時の住所	県	市・郡	町・村
	氏名	現在お住まいの住所	大阪市	区 丁目 番 号
	明・大 昭・平			

交通機関乗車料金福祉措置申請書

年 月 日

大阪市長 あて

申請者氏名 _____

交通機関 無料乗車証
割引証 の交付を申請します

使用資格を失った時、不要になった時は各区保健福祉業務担当へ返還します。

なお、障がい者手帳等を被災により紛失している場合、貴市職員が被災地市役所等に対して照会確認することに同意します。

審 査	身体障がい者 ……	第1種 ……	第2種 ……	12歳未満 ……	} 通勤 通学 その他
	知的障がい者 ……	重 度 ……	中 度 ……	12歳未満 ……	
査	精神障がい者保健福祉手帳所持者(1級・2級・3級)・その他()				
(該当するものすべてに○を付す)					適用番号

添付が必要な書類	大阪市確認欄 (担当者確認/確認書類)
(1)東日本大震災で被災したことを証明する書類等(り災証明書の写し等)	<input type="checkbox"/> ()
(2)大阪市内に居住していることを証明する書類(賃貸契約書の写し等)	<input type="checkbox"/> ()
(3)障がい者手帳等(被災地市役所等に照会確認を行った場合:内容)	<input type="checkbox"/> ()

※市営住宅・職員公舎及び住まい情報センターを経由して民間住宅に入居されている方は、(1)(2)の書類は不要です。

※手続きに必要な書類が揃えられない方につきましては、事情をお聞きして臨機応変に対応いたします。

受 領 書

年 月 日

大阪市長 あて

交通機関 無料乗車証

を受け取りました。

交通機関 割引証

氏名 _____

交通機関無料乗車証又は割引証（障がい者等用）についての注意事項

この注意事項をよくお読みいただき、同意のうえ申請してください。

申請にあたっては、表（おもて）面に必要事項を記入・押印し、必要な書類を添付のうえ、大阪市福祉局障がい福祉課窓口までお越してください。

《注意事項》

1. 申請にあたり、この注意事項を承認・同意のうえ、申請してください。
2. 申請にあたっては、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等の交付を受けている必要があります。
3. 障がい者手帳等の原本を持参してください。（コピーをとらせていただき保管させていただきます。）
4. 申請事項に疑義が生じた場合、申請当日に無料乗車証又は割引証を交付できないことがあります。
5. 無料乗車証又は割引証は、交付を受けた日から翌年3月末日までご利用できます。
6. 無料乗車証又は割引証交付後にお住まいの住所を変更される場合は、大阪市福祉局障がい福祉課までご連絡ください。
また、大阪市外に転出される場合は、無料乗車証又は割引証の利用資格が喪失しますので、大阪市福祉局障がい福祉課に無料乗車証又は割引証を返還してください。
7. 交通機関のご利用に関わる事項は、ご利用交通機関に約款等の定めによります。
8. 交通機関をご利用の際は、障がい者手帳等を必ず携行してください。
9. ご本人以外の無料乗車証又は割引証のご利用は厳禁です。ご本人以外が使用された場合には、無料乗車証又は割引証を返還していただき、以後の交付を停止します。
10. 紛失された場合、年度内に1回のみ再発行しますので大阪市福祉局障がい福祉課までご連絡ください。ただし、災害等で滅失・汚損した場合及び盗難（警察の証明書必要）による場合の再交付の回数は問いません。
11. 申請書・添付書類等の返却はできません。